

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【事業年度】	第38期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	株式会社 ヤマダ電機
【英訳名】	YAMADA DENKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 昇
【本店の所在の場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	0570(078)181(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員 古谷野 賢一
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	0570(078)181(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員 古谷野 賢一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月26日に提出した第38期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結附属明細表

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	10,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	185,185,185	185,735,512
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	540.0	538.4
新株予約権の行使期間(注3)	平成26年6月26日～ 平成31年6月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 540.0 資本組入額 270	発行価格 538.4 資本組入額 270
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	100,416	100,400

(注)1. 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を、(注2)記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

2. (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

(ロ) 平成27年5月25日を払込期日とする第三者割当による自己株式の処分に伴い、本新株予約権の行使時の払込金額(以下転換価額といいます。)を、540.0円から538.4円に調整しております。

<後略>

(訂正後)

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	10,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	185,185,185	185,873,605
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	540.0	538.0
新株予約権の行使期間(注3)	平成26年6月26日～ 平成31年6月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 540.0 資本組入額 270	発行価格 538.0 資本組入額 269
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	100,416	100,400

- (注)1. 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を、(注2)記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
2. (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
- (ロ) 平成27年5月25日を払込期日とする第三者割当による自己株式の処分に伴い、本新株予約権の行使時の払込金額(以下転換価額といいます。)を、540.0円から538.0円に調整しております。

<後略>

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結附属明細表】

【社債明細表】

(訂正前)

< 中略 >

(注)3. 新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額 (円)	株式の発行価格(円) (*2)	発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込に関する事項
(2019年満期ユーロ円 建取得条項付転換社債 型新株予約権付社債) 株式会社ヤマダ電機 普通株式	無償	540.0	100,000	-	100	平成26年6月 26日～ 平成31年6月 14日	(*1)

(*1) 本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に替えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

(*2) 平成27年5月7日開催の取締役会決議による平成27年5月25日に行った第三者割当が、社債要綱の転換価額の調整事由に該当したことから、平成27年5月26日付で540.0円から538.4円に転換価額の調整を行っております。

< 後略 >

(訂正後)

< 中略 >

(注)3. 新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額 (円)	株式の発行価格(円) (*2)	発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込に関する事項
(2019年満期ユーロ円 建取得条項付転換社債 型新株予約権付社債) 株式会社ヤマダ電機 普通株式	無償	540.0	100,000	-	100	平成26年6月 26日～ 平成31年6月 14日	(*1)

(*1) 本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に替えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

(*2) 平成27年5月7日開催の取締役会決議による平成27年5月25日に行った第三者割当が、社債要綱の転換価額の調整事由に該当したことから、平成27年5月26日付で540.0円から538.0円に転換価額の調整を行っております。

< 後略 >